

**事業用太陽光発電設備設置に係る
ガイドラインの策定を進めています**

■ガイドラインは設置事業者が
あらかじめ検討しておくべき
事項をまとめたものです。

小諸市では、環境保全に配慮した太陽光発電設備の設置を促すため、平成27年1月から500㎡以上の敷地での設置について届出を義務付けているところですが、設置事業者の皆さんと地域の皆さんとの間でトラブルに至る事例が生じています。そこで、関係する皆さんの相互理解のもとで設置が図られるよう、事業者の皆さんが計画段階で、あらかじめ検討しておくべき事項をガイドラインとして具体的にまとめることとしました。

■ガイドラインに基づき届出書類を確認します

ガイドラインは、出力50kW以上の事業用の太陽光発電設備を対象に、届出提出時に次の3点を確認するものです。

- ①地域の皆さんからの意見の反映や、約束した内容の明文化の有無など、地域の皆さんとの協調性に配慮した計画であること

②土砂災害発生時に危害が生じるおそれのある地域や農

地として利用すべき土地の区域など法令等により開発が特に規制されている地域や、市景観計画に基づく浅間山眺望の景観形成方針を示し、環境と調和した設備の設置が困難な場合には、設置を避けるべき地域を明示

③生活環境や景観への配慮、安全対策など、設備設置に関する具体的な配慮すべき事項

■ガイドラインは7月1日からの運用を予定しています
ガイドラインは本年5月上旬に公表し、説明会等を通じて設置事業者の皆さんへの周知を図り、本年7月1日からの運用を予定しています。

また、市民の皆さんに、案

■市民意見募集

◆募集期間

4月3日(月)～4月28日(金)

◆閲覧場所 都市計画課・小

◆説明会 4月23日(日)

午前10時～

◆場所 市役所3階第2会議室

▼問い合わせ先

都市計画課 都市計画係

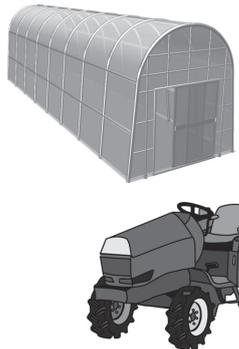
**使わなくなった
「農業用機械・施設」
情報をお寄せください**

小諸市営農支援センターでは、農業用機械・施設等をお譲りいただける方からの情報を募集しています。

不要になった農業用機械(中・小型トラクター、管理機、マルチャー等)や、農業用施設(ビニールハウス等)がありましたら情報をお寄せください。

お寄せいただいた情報は、市内の新規就農者に必要に応じて提供し、農業経営を開始する際の初期費用の低減を図ります。

※譲渡に関する条件等は、双方で協議のうえ、決定をしていただくようお願いいたします。



▼問い合わせ先

小諸市営農支援センター
(農林課 農業振興係内)

市民農園利用者を追加募集します



休日を利用して土に親しみ、野菜や草花の栽培をしてみませんか。

◆応募方法

所定の用紙に必要事項を記入のうえ、農林課までお申し込みください。

※用紙は、農林課又は、市ホームページからダウンロードできます。

◆応募期限

4月21日(金)

・応募者が募集区画数を上回った場合は、抽選になります。

・農園の状況により複数区画の応募も可能です。

※詳細については、お問い合わせください。

農園名	区画数	募集区画数	面積	金額
ひばりヶ丘	20	1	50㎡	2,500円 (1年間)
釜神	14	1		
六道	25	8		
小原	32	4		
東雲	43	8		
六供	12	2		

▼申し込み・問い合わせ先 農林課 農業振興係